

◎新潟県告示第185号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
有限会社 北新	新潟市中央区川端町5丁目27番地1	北新調剤薬局 吉田店	燕市吉田3749	居宅療養管理指導	H31. 1. 31
有限会社 北新	新潟市中央区川端町5丁目27番地1	北新調剤薬局 吉田店	燕市吉田3749	介護予防居宅療養管理指導	H31. 1. 31
社会福祉法人 二王子会	新潟市大手町4丁目5番29号	デイサービスセンター と・も・だ・ち	胎内市西本町11番11号	通所介護	H31. 3. 31
社会福祉法人 二王子会	新潟市大手町4丁目5番29号	デイサービスセンター と・も・だ・ち	胎内市西本町11番11号	介護予防通所介護	H31. 3. 31